



金 沢 市 公 報

第 2 9 8 2 号

令和元年(2019年)9月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●告 示		○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (") 4
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (") 4
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	●公営企業告示
○金沢市景観計画の変更について (景観政策課)	3	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 4
●公 告		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (") 5
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	3	●公営企業公告
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	3	○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について (企業総務課) 5
●選挙管理委員会告示		○指定給水装置工事事業者の指定について (") 5
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	3	○下水道排水設備工事事業者の指定の取消しについて (") 5
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	4	○下水道排水設備工事事業者の指定について (") 6
○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	4	

告 示

●金沢市告示第131号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和元年9月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場

- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営円光寺バス停前自転車駐車場
- 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 163台
 - 原動機付自転車 2台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 令和元年8月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市此花町3番2号
 - 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 令和元年9月11日から同年12月10日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第132号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和元年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
もりの里3丁目地内	自 転 車	1台
金石本町地内	自 転 車	1台
保古2丁目地内	自 転 車	1台
八日市3丁目地内	自 転 車	1台
大桑町地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
新保本3丁目地内	自 転 車	1台

三馬3丁目地内	自 転 車	1台
片町2丁目地内	自 転 車	1台
駅西新町2丁目地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
令和元年8月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
令和元年9月11日から令和2年3月10日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第133号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく金沢市景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示し、当該変更後の金沢市景観計画の図書を金沢市都市整備局景観政策課において公衆の縦覧に供します。

なお、当該変更後の金沢市景観計画は、令和元年10月1日からその効力を有するものとします。

令和元年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

令和元年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
1	徳野設備工業株式会社	金沢市神宮寺2丁目5番3号	令和元年8月29日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和元年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市東長江町ほ52番1及び52番3から52番6まで	野々市市新庄6丁目425番 有限会社 アンズ 代表取締役 三谷 長生	道路 金沢市東長江町ほ52番6

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,535人

●金沢市選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,578人

●金沢市選挙管理委員会告示第33号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,578人

●金沢市選挙管理委員会告示第34号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,535人

●金沢市選挙管理委員会告示第35号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,789人

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第13号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位数を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年9月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 令和元年5月1日から同年7月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 53,430円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 53,490円

- (3) 1トン当たり平均原料価格 53,690円
- 2 原料価格変動額 35,800円
算式 89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 53,690円(1トン当たり平均原料価格) = 35,800円(100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 35,800円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円
この結果、令和元年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から29.36円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第14号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年9月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和元年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格
1トン当たり 53,490円
- 2 原料価格変動額 32,800円
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 53,490円(1トン当たり平均原料価格) = 32,800円(100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 32,800円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、令和元年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から66.92円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第6条の規定により次の指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条第2号の規定により公告します。

令和元年9月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	廃止年月日
593	内潟設備	かほく市秋浜へ7番地6	令和元年8月31日

金沢市水道給水条例(昭和29年条例第28号)第7条の2の規定により令和元年9月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第9条第1号の規定により公告します。

令和元年9月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
593	株式会社内潟設備	金沢市観法寺町72番地23
608	株式会社エヌ工業	金沢市東蚊爪町2丁目4番地1

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第10条第1項の規定により次の者の下水道排水設備工事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条第2号の規定により公告します。

令和元年9月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	取消年月日
616	内潟設備	かほく市秋浜へ7番地6	令和元年8月31日

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により令和元年9月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条第1号の規定により公告します。

令和元年9月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
616	株式会社内潟設備	金沢市観法寺町リ72番地23
627	株式会社エヌ工業	金沢市東蚊爪町2丁目4番地1

令和元年(2019年)9月11日 印刷

令和元年(2019年)9月11日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄